

高等学校等での奨学金制度等について

1 県立高等学校授業料に対する支援制度（令和7年7月現在）

（1）高等学校等就学支援金

ア 制度の概要

「保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額を合算した額」が30万4,200円未満の世帯は、申請を行うことで国から就学支援金が支給され、県が代理受領することにより、受給資格のある生徒の保護者の皆様には実質的な授業料の負担はありません。

なお、不受給の申し出をされた方については授業料が徴収されます。

イ 対象者（次のすべてに該当する方）

- ・県立高等学校の全日制、定時制及び通信制に在学している者。（聴講制度による聴講料は対象外。）
- ・平成26年度以降の入学者。

ウ 受給資格

「保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額を合算した額」が30万4,200円未満の世帯。

※令和8年4月分～同年6月分の判定においては、申請する生徒本人の生年月日が平成21年1月2日～同年4月1日の場合、当該生徒を自己の扶養親族とする保護者等の課税標準額から33万円を差引く。（扶養控除の適用遅れの調整のため。）

（2）高校生等臨時支援金

令和7年度は、高等学校等就学支援金の所得制限の一部が事実上撤廃され、年収約910万円以上世帯の高校生を対象とする「高校生等臨時支援金」（令和7年度限り）ができました。

令和8年度については、所得制限の撤廃や私立高等学校等の加算額の引き上げも含めた、いわゆる「高校授業料の無償化」が国において別途検討中です。

【就学支援の対象】

- ・対象となるのは「授業料」のみです。次のような経費は「授業料」に含まれません。

- ・入学科 入学科 入学選抜手数料（受検料） 教科書代 修学旅行費
- ・諸経費*など、「授業料」以外のすべての経費

※諸経費とは、生徒会費やPTA会費などで、学校ごとに異なります。概ねの経費は高等学校課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/87664.htm>）に掲載していますが、詳しくは各学校に問い合わせてください。

【その他】

- ・特別支援学校高等部（琴の浦高等特別支援学校を含む。）については、授業料は不要です。
- ・私立高等学校については、就学支援金制度が適用されていますが、運用は各学校、家庭の状況によって異なりますので、各学校に問い合わせてください。

2 高校生等奨学給付金について（令和7年7月現在）

（1）趣旨

高等学校等に通う低所得世帯（専攻科のみ）・生活保護世帯・非課税世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。（給付のため、返還の必要はありません。）

（2）対象者（次のすべてに該当する方）

- ・保護者、親権者等が鳥取県内に在住。
- ・就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）、高等学校等専攻科に在学している者。（特別支援学校高等部生徒を除く。）
- ・平成26年度以降の入学者。
- ・次のいずれかに該当する世帯。
 - ① 生活保護法による生業扶助受給世帯
 - ② 道府県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯（家計急変による経済的理由から非課税相当と認められる世帯を含む）
 - ③ 【専攻科のみ】道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯又は合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯

(3) 支給額等

支給対象者			支給額(年額)	申請に必要な添付書類
生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額。)		国公立	32,300円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
		私立	52,600円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	通信制の 高等学校等	国公立	50,500円	・保護者等の課税証明書等
		私立	52,100円	
	通信制以外の 高等学校等	国公立	143,700円	
		私立	152,000円	
	高等学校等 専攻科	国公立	50,500円	
		私立	52,100円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500円未満である世帯 又は合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯	高等学校等 専攻科	国公立	10,100円	・生計維持者全員の課税証明書等 ・扶養親族申告書(扶養する子が3人以上いる場合のみ)
		私立	10,420円	

* 問い合わせ先は鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室(0857-26-7541)です。

* 表記内容は令和7年7月現在の情報です。令和8年度については支給対象者の拡大及び支給額変更の可能性あります。詳しくは令和8年度に当課ホームページに掲載予定ですのでそちらからご確認ください。

3 鳥取県育英奨学資金(高等学校等奨学資金)

(1) 概 要

申請資格	対象学校	高等学校、高等学校に相当する外国の学校のうち県教育委員会が認めたもの、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程
	学力基準	修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
	所得基準	世帯の年間所得が所得基準以下であること。 (「(2) 所得の上限額について」を参照)
	その他	・保護者が県内に住所を有していること。 ・鳥取県から他の奨学金の貸与又は給付を受けていない者。(高校生等奨学給付金との併給は可能です。) ・鳥取県以外の者から、同種類の奨学資金であって鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受けていないこと。 ※詳しい要件は鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(0857-29-7145)までお問い合わせください。
貸与月額		国公立:18,000円(自宅通学) 国公立:23,000円(自宅外通学) 私 立:30,000円(自宅通学) 私 立:35,000円(自宅外通学)
貸与方法		貸与を認めた月から正規の修業年限まで金融機関の本人口座に振り込みます。
返還方法		貸与終了後15年以内(退学・辞退等の場合は10年以内) 無利子で半年賦・月賦により返還(返還方法は口座振替のみ)
猶予制度		大学等への進学、災害、傷病等の場合は、申請によりその期間の返還が猶予されます。
申込方法		1 高等学校等入学前の申込(予約採用) 入学前に奨学資金を予約する制度です。進学する前年の秋に中学校の奨学金窓口に応じ出してください。(9月19日申込締切) 2 高等学校等入学後の申込(在学採用) 春に高等学校等で奨学生の募集を行います。(令和8年4月下旬申込締切) 3 緊急の申込(緊急採用) 家計が急変(主たる家計支持者の失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等)し、奨学金を緊急に必要とする場合や年度途中で新規に入学し奨学金を希望する場合は在学している高等学校等の奨学金窓口にご相談してください。 なお、県外の高等学校等へ進学された場合の申込方法については、鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(0857-29-7145)へご相談してください。
その他		1 奨学資金の申込にあたっては、連帯保証人と保証人(生計が別で同居していない者)が必要です。 2 奨学資金の返還を怠ったときは、一年につき3%の延滞金が加算されます。 3 長期滞納となった場合は、法的措置をとる場合もあります。

(2) 所得の上限額について

【所得基準の例】

世帯形態	所得金額
○子どもが1人の3人世帯の場合	790万円程度
○子どもが2人いる4人世帯の場合	
・弟又は妹が中学生の場合	830万円程度
・兄又は姉が大学生（私立で自宅外通学）の場合	960万円程度

※所得金額（所得税の所得）は世帯全員の前年1年分を対象とします。

※所得基準は、家族構成・通学状況・その他特別な事情により考慮されます。詳しくは鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）募集要項をご覧ください。

4 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)

(令和7年9月現在)

区 分		就学支度資金	修 学 資 金																												
申請資格	対象学校	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程																													
	資 格	母子家庭の母、父子家庭の父（扶養する生徒が対象学校に入学する場合）または生徒本人、父母のない生徒																													
貸 与 額 (右記の貸付金額は上限額を記載しています。実際の貸付金額は必要額と返済の見通しによって決定します。)		○就学支度資金 (単位：円)	○修学資金（月額） (単位：円)																												
		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>限度額</th></tr><tr><td rowspan="2">国公立の高校・高専・専修（高等）</td><td>自宅</td><td>150,000</td></tr><tr><td>自宅外</td><td>160,000</td></tr><tr><td rowspan="2">私立の高校・専修（高等）</td><td>自宅</td><td>410,000</td></tr><tr><td>自宅外</td><td>420,000</td></tr></table>	区 分		限度額	国公立の高校・高専・専修（高等）	自宅	150,000	自宅外	160,000	私立の高校・専修（高等）	自宅	410,000	自宅外	420,000	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>限度額</th></tr><tr><td rowspan="4">高 校・専修(高等)</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅 27,000</td></tr><tr><td>自宅外 34,500</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅 45,000</td></tr><tr><td>自宅外 52,500</td></tr><tr><td rowspan="4">高 専 ※（ ）内は4年次以降の貸付限度額</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅 31,500 (67,500)</td></tr><tr><td>自宅外 33,750 (76,500)</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅 48,000 (98,500)</td></tr><tr><td>自宅外 52,500 (115,000)</td></tr></table>	区 分		限度額	高 校・専修(高等)	国公立	自宅 27,000	自宅外 34,500	私立	自宅 45,000	自宅外 52,500	高 専 ※（ ）内は4年次以降の貸付限度額	国公立	自宅 31,500 (67,500)	自宅外 33,750 (76,500)	私立
区 分		限度額																													
国公立の高校・高専・専修（高等）	自宅	150,000																													
	自宅外	160,000																													
私立の高校・専修（高等）	自宅	410,000																													
	自宅外	420,000																													
区 分		限度額																													
高 校・専修(高等)	国公立	自宅 27,000																													
		自宅外 34,500																													
	私立	自宅 45,000																													
		自宅外 52,500																													
高 専 ※（ ）内は4年次以降の貸付限度額	国公立	自宅 31,500 (67,500)																													
		自宅外 33,750 (76,500)																													
	私立	自宅 48,000 (98,500)																													
		自宅外 52,500 (115,000)																													
返還方法	返還期間	20年以内	20年以内																												
	据置期間	卒業後（大学等へ進学した場合は大学等卒業後）6ヶ月間																													
	返還方法	貸与終了、据置期間経過後、無利子で年賦・半年賦・月賦により返還																													
申込方法		市町村への申請となります。お住まいの市町村役場・福祉事務所にお問い合わせください。（三朝町は中部総合事務所県民福祉局、大山町は西部総合事務所県民福祉局にお問い合わせください。）																													
そ の 他		借主は、母、父または生徒になります。																													

5 県立高校入学選抜手数料及び入学料の減免について

(1) 趣旨

火災、風水害等の非常災害により資産が著しく損なわれた場合、事由が発生して1年以内に実施する入学者選抜検査に係る手数料及び1年以内に納付するべき入学料（事由発生1年以内に合格者の発表があり、納付する入学料を含む）を全額免除とします。

なお、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震に伴い、被災地域から鳥取県内に避難している者のうち、対象者に該当し減免を申請する者は、当分の間、県立高校入学選抜手数料及び入学料を全額免除することとします。

(2) 対象者（次のいずれかに該当する者）

- ・従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた者
- ・福島県に居住していた者（東日本大震災による被災者のみ）

なお、免除申請を希望される場合は、入学選抜手数料及び入学料を納付する前に中学校または鳥取県教育委員会事務局高等学校課（0857-26-7929）にお問い合わせください。